



■ 新たな詐欺ハガキにご注意を!

市内において、右のようなハガキが郵送されてくる事案が多発していますが、このハガキは、「詐欺ハガキ」です。

詐欺ハガキが 届いたら

書いてある電話番号に
絶対電話をしない。



警察か危機管理課もしくは
家族、友人などに相談。



消費者確認通知

平成31年 管理番号(ニ)第86号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された当確会社に対する契約不履行に当該会社が裁判所に提訴された事を報告いたします。

当確会社につきましては担当職員にて受け取りますが、当センターはご本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になりますので原則的にご本人様からのご連絡をお願い致します。

尚、故意にご連絡無き場合、管轄裁判所から口頭弁論呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされる事例御座いますので十分ご注意ください。

※ 万が一身に覚えが無い場合、不正に個人情報を悪用されている事も考えられますので早急にご連絡をお願い致します。

取り下げ期日 2019/3/●●
受付時間 9:00~17:30(土・日・祭日を除く)

03-●●●●●●-●●●●●●

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1-3-1 内幸ビル3F

消費者生活センター

■ 交通事故から子どもを守ろう

交通ルールに慣れていない子どもたちが幼稚園や小学校に通い始めます。ご家庭や地域、運転手が協力し、交通事故から幼い命を守りましょう。



家庭での交通事故防止ポイント

- ・子どもと通学路を歩き「歩くところ」「横断の仕方」「信号の見方」などを教える。
- ・子どもは身長が低く運転手から発見しにくいという特性を理解する。

地域の方

- ・道路で遊んだり危険な行動をしている子どもを見つけたら注意し、正しい交通ルールを教え自ら子どもの手本となるよう行動する。

運転手

- ・通学路や学校の周辺ではスピードを落とし、子どもが飛び出してくることを予測した安全運転に努める。

平成31年 広島県交通安全年間スローガン 危険だよ スマホに夢中の その君

安全運転を
心がけましょう

「広報あきたかた」についてご意見をお寄せください

アンケート

- Q1. 今月号でよかった内容や写真があれば教えてください。
- Q2. 取り上げてほしい内容や企画があれば教えてください。
- Q3. 広報に関するご意見・ご感想をお聞かせください。

受付

メールもしくは、本庁・支所へ設置してありますアンケート用紙にご記入いただき、広報ご意見ポストへ投函ください。

懸賞付き アンケート 協賛企業募集

広報あきたかたでは「懸賞付きアンケート」掲載に向け、市内外問わず、懸賞協賛企業を広く募集しています。申し込み、お問い合わせは総務課秘書広報室までご連絡ください。

総務課秘書広報室 ☎his yokouhou@city.akitakata.jp

「広報あきたかた」が もっと手軽に!

デジタルブックを採用

パソコンやスマートフォン、タブレットなどからも広報紙を閲覧することができます。

閲覧の仕方

市のホームページの「トップページ」>広報・刊行物>広報あきたかた」の中に、リンクがありますので、そこからアクセスしてください。また、右記 QR コードを読み込むことでもアクセスできます。



■ ゴミ焼きは法律違反です

野焼きは、風俗習慣上または宗教上の行事などの例外を除き、たとえ少量であっても原則禁止されています。ゴミは分別して市のゴミ収集に出すか、「芸北広域きれいセンター」に直接持ち込んで処理しましょう。

- ※違反すると、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)またはその両方が科せられます。
- ※ドラム缶やコンクリートブロックの焼却炉など、基準に適合しない焼却炉で廃棄物を燃やすことも禁止されています。

【野焼き禁止の例外】

- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの(例:あぜ草や下枝の焼却、魚網にかかったゴミの焼却)
- 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要なもの(例:火災予防訓練)
- 風俗慣習上、又は宗教上の行事を行うもの(例:とんど、しめ縄の焼却)
- 国などの公共団体が、その施設の管理を行うために必要なもの(例:河川敷の草焼き)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの(例:落ち葉たき・キャンプファイヤー)

野焼きが原因の火災が増加しています

昨年の市内44件の火災のうち、22件が農繁期前のこの時期に集中しています。野焼きが主な原因で、納屋や農業用倉庫に燃え移り、大きな火災となるケースも発生しています。(野焼きの例外行為であっても、むやみに燃やしていいということではありません。)焼却中は絶対にその場を離れず、風が強くなるようであれば速やかに中止してください。



■ 国際貢献 救急車を無償譲渡

平成30年度救急車更新に際し、廃棄予定の救急車を国際貢献の一環として、一般社団法人日本外交協会へ無償譲渡しました。譲渡した救急車は、平成19年から12年間、昼夜を問わず市民のために活躍、多くの命を救い、本市での任務を終えました。今後は、アジア、アフリカ、中南米など開発途上国の自治体や病院で2次活用されます。



毎月一回 定期開催 応急手当 講習

開催日時 4月21日(日) [毎月第3日曜日]
午前 2 時間(短縮コース:ウェブ講習受講済の方対象です)
午後 3 時間(普通コース)
※受講時間は変更できる場合がありますので、ご相談ください。

講習内容 普通救命講習(3時間) [心肺蘇生法、AED使用方法、異物除去方法、止血法など]
場所 安芸高田消防署
申し込み 毎月第2日曜日まで
お問い合わせ | 警防課救急係 ☎42-3952

